

進捗状況に対する評価と課題		
評価	B	A : 計画通り進行 B : 遅れた部分があるが概ね計画通り進行 C : 課題等の発生等により進捗に遅れが生じた
<ul style="list-style-type: none"> ・地域健康講座では、地域の保健衛生統計等の健康情報をわかりやすく示した区独自の啓発媒体を作成、使用するなど充実した普及啓発を実施しています。 ・訪問指導事業の対象者は療養上の保健指導または介護保険給付以外のサービス調整が必要な者、健康管理を要する介護家族等としており、適切に対象者把握を行っていると考えています。今後も対象者の把握に努めていきます。 ・高血圧・高血糖・腎機能の低下を認めた者を早期に医療につなげていくために、今後も未受診者に対する効果的な受診勧奨を行っていきます。 ・がん検診及び骨粗しょう症検診の受診率を引き続き向上させていくためには、今後もより効果的な啓発活動の実施が必要と考えています。 ・がん検診及び骨粗しょう症検診の重要性や受診日程等の周知啓発を行うとともに、早期発見・早期治療を推進するため、受診機会の拡充や受診しやすい環境を引き続き整えていきます。 		

タイトル： (2)健康づくりの推進
イ こころの健康

第7期における具体的な取組

- ・ ストレスについての知識及び気分転換の方法等に関する知識の習得は、抑うつや不安等の心理的苦痛を減らすことに役立つことから普及啓発に努めます。
- ・ うつ病、アルコール依存症等のこころの病気について、関係機関と連携しながら病気の知識や予防の普及啓発を行うとともに、健康相談を進めていきます。

進捗状況

市民に対し、精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発を行うことにより、市民の精神保健福祉の向上や各種精神保健福祉施策の円滑な推進等が期待できるため、大阪市こころの健康センターにおいて、こころの健康講座等の市民講座を開催しています。また、各区においては、精神科医師による精神保健福祉相談を実施し、保健・医療・福祉の広範にわたる相談を行うとともに、必要により家庭訪問を行っています。加えて自殺はうつ病等の精神疾患との関連性が深いと考えられており、その背景には経済問題その他多くの要因があることから、うつ病者を支える家族を対象とした家族教室を開催する等、総合的な自殺防止対策に取り組んでいます（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部開催中止）。

- ・こころの健康講座 3 回開催（75 人）
- ・うつ病家族教室 11 回開催（47 人）
- ・精神保健福祉相談 延 146 人
- ・ゲートキーパー養成研修 10 回開催（延 3099 人）
- ・自死遺族相談 26 回（延 85 人）

進捗状況に対する評価と課題

評価	A	A：計画通り進行 B：遅れた部分があるが概ね計画通り進行 C：課題等の発生等により進捗に遅れが生じた
----	---	--

精神障がい者に対する正しい理解に資するため、精神障がい及び精神疾患等についての市民講座等を開催しているところであるが、精神保健福祉に関する正しい知識の普及が十分とはいえない。今後も継続して市民講座等を開催し、市民の精神保健福祉に関する理解をさらに深める。また、「大阪市自殺対策基本指針(第2次)」に基づき、啓発・予防、人材育成、ハイリスク者(自殺未遂者、自死遺族、うつ病)対策及びきめこまかな相談支援事業等、包括的な自殺支援を推進する。

【重点的な課題と取組み】 3 介護予防の充実、市民による自主的活動への支援

タイトル： (3) 高齢者の社会参加と生きがいづくり
ア 高齢者の経験や知識を活かした社会参加への支援

第7期における具体的な取組

- ・ 高齢者が地域活動に参画していくための「地域デビュー」支援を続けるとともに、「地域デビュー」した高齢者がこれまでに培った知識や経験、技能等を活かし、さらなる地域活動の担い手として積極的な参画が図られるようめざします。
- ・ 地域において高齢者が健康で安心して暮らせるための支援体制を整備する中で、高齢者・団塊の世代を対象とした研修を充実させ、高齢者の相互支援が可能となるような仕組みづくりを進め、高齢者を支えるネットワークに高齢者自身の参画が図られるようめざします。
- ・ 高齢者が長年にわたり蓄積してきた知識や技能を生かして、地域における団体やサークル活動等の市民ボランティア講師として活動できるよう生涯学習インストラクターバンク等への登録を推進し、高齢者によるボランティア活動を支援するとともに、一層幅広い社会参加活動を支援します。

進捗状況

- ・ 仕事や趣味、市民活動等で培った優れた知識・技術・技能をもち、指導実績のある人、もしくは各種資格をもち、指導経験のある人でボランティア活動に意欲がある市内在住又は在勤者を、市民ボランティア講師(生涯学習インストラクター)として登録し、学習活動を進める市民グループ・サークルに紹介することにより、市民相互の自発的な学習活動を支援することを目的に実施しています。

(令和2年度3月末実績)

生涯学習インストラクター登録者数477人 紹介件数150人 成立件数54人

進捗状況に対する評価と課題

評価

B

- A : 計画通り進行
- B : 遅れた部分があるが概ね計画通り進行
- C : 課題等の発生等により進捗に遅れが生じた

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、前年度まで登録されていた生涯学習インストラクター登録者が更新を見送られたことにより、登録者数が減少した。

タイトル： (3) 高齢者の社会参加と生きがいづくり
 イ 生きがいづくり支援のための基盤整備

第7期における具体的な取組

- ・ 多様化する高齢者の生きがいづくりのニーズを踏まえて、生涯スポーツの振興を推進するとともに、高齢者に対する学習機会や情報の提供等の施策を通じて市民主体の生涯学習を推進します。
- ・ 「老人福祉センター」において高齢者の生活に関わる各種相談をはじめ、教養講座の開催、レクリエーションの機会の提供や老人クラブ活動への援助を行うことで、地域における高齢者の生きがいづくり・社会参加を促進しています。
- ・ 老人福祉センター等の施設や老人クラブ等の組織が、情報発信機能を発揮し、連携を図っていくとともに、高齢者の生きがいと健康づくり及び社会参加促進の支援を進めていきます。
- ・ 大阪市シルバー人材センターにおいては、より多くの高齢者が社会においていきいきと活動できるよう就業情報提供機能の充実を図り、社会のニーズに対応した就労機会の拡大に努め、個々のニーズに応じた就労機会の提供に努めていきます。

進捗状況

- ・ スポーツセンター等において、施設を管理運営する指定管理者による、地域のニーズに応じたスポーツ教室の開催のほか、高齢者を対象としたプールの利用料金の割引など、生涯スポーツを推進しています。
- ・ 生涯学習センターにおいては、生涯学習にかかわる情報提供や学習相談、さまざまな学習機会の提供を行っています。
- ・ 生涯学習ルーム事業においては、学習機会の提供を行い、学びを通して教育コミュニティづくりへの参画を促進しています。
- ・ 高齢者に関する各種の相談に応じ、高齢者に対して健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するとともに、高齢者の地域福祉活動を支援することを目的とした「老人福祉センター」の管理運営を行っています。
- ・ 地域を基盤とする高齢者自身の自主的な活動組織である「老人クラブ」に対する支援を行っています。
- ・ 就業を通じて高齢者の生きがいづくり、社会参加を進めることなどを目的にシルバー人材センターが行っている高年齢者就業機会確保事業に対する支援を行っています。

進捗状況に対する評価と課題

評価	A	<p>A : 計画通り進行</p> <p>B : 遅れた部分があるが概ね計画通り進行</p> <p>C : 課題等の発生等により進捗に遅れが生じた</p>
----	---	---

- ・ 生涯スポーツの推進については、高齢者も参加できるスポーツ教室を数多く開催しており、高齢者の社会参加やいきがづくり、また介護予防に寄与しているものと認識しています。
- ・ 現代的・社会的課題から生きがづくりにつながる内容まで、幅広い学習機会を提供できています。引き続き市民の主体的な学習活動を支援していきます。
- ・ 老人福祉センターでは、高齢者が活動できる機会や場所を提供することで高齢者の生きがづくりや社会参加を支援する機能に加え、地域福祉活動の拠点として、世代間交流、ボランティアの育成などに取り組んでいます。
- ・ 引き続き「地域デビュー」した高齢者が、地域福祉活動の担い手として積極的に参画できるように、高齢者自らが地域で活動できる機会や場を提供していく必要があります。また、より多くの高齢者が地域福祉活動の担い手として活動していただけるように、地域特性に応じた運営や事業を実施する等、多様化する高齢者のニーズに対応しながら、地域福祉活動の拠点施設としての役割を果たしていく必要があります。
- ・ 老人クラブは、全国の老人クラブや老人福祉センター等の施設と連携しながら、地域のニーズに応じたさまざまな活動展開を行うことで高齢者同士の交流を通じた生きがづくり活動の機会提供を進めています。
- ・ 今後は、多様化する高齢者のニーズに対応するため、より一層、情報発信機能を発揮するとともに、連携を強化していくことが必要で、本市としても、その活動を引き続き支援していくことが必要です。
- ・ シルバー人材センターへの支援を通じて、一人でも多くの高齢者にニーズに応じた就労機会の提供ができるよう努めてきました。
- ・ 今後は、国の施策を踏まえ、多様化する高齢者のニーズに応じた就労機会の提供を支援していくことで、高齢者が生涯現役として社会参加をすることができるような環境づくりを行う必要があります。

タイトル： (4) ボランティア・NPO 等の市民活動支援

第7期における具体的な取組

- ・ ボランティア活動に参加していなかった層へも働きかけ、新たなボランティアの担い手を発掘する仕組みづくりや、企業や大学などと連携したボランティア活動の需給調整等を行うことにより、福祉ボランティア活動の拡大を図ります。
- ・ 市民、企業等からの寄附を区政推進基金(市民活動団体支援型)に積み立て、これを活用して、市民活動団体が行う公益的な事業に対する支援を行います。
- ・ 「大阪市市民活動総合ポータルサイト」により市民活動に役立つ情報を一元的に発信するなど、市民活動が活性化し、様々な活動主体同士が連携しながら活動を進められるよう支援しています。
- ・ 各区では、現在行っている、マッチングやコーディネート、資源の橋渡しを行う事業の活用を促進するなど、多様な主体の協働(マルチパートナーシップ)を推進する取組みを進め、連携を図ることにより一層の市民活動の推進をめざします。

進捗状況

- ・ 市民、企業等からの寄附金(区政推進基金(市民活動団体支援型))を活用し、市民活動団体が行う公益的な事業に対して支援しています。
- ・ 大阪市における市民活動の活性化に向けて、「大阪市市民活動総合ポータルサイト」を活用した市民活動に役立つ情報の収集・発信などに取り組み、様々な活動主体同士が連携しながら活動を進められるよう支援しています。
- ・ 大阪市ボランティア・市民活動センター、大阪ボランティア協会等、様々なボランティアのニーズに合わせた相談窓口での需給調整(コーディネート)を実施しています。

進捗状況に対する評価と課題

評価	A	A: 計画通り進行 B: 遅れた部分があるが概ね計画通り進行 C: 課題等の発生等により進捗に遅れが生じた
----	---	---

- ・ 市民活動の活性化に向け、様々な支援策を実施していますが、各支援策に関する存在及び有用性についての認知度が低く、十分に活用されているとは言い難い状況となっており、引き続き、様々な活動主体が活発に活動し、多様な協働(マルチパートナーシップ)に向けて、市民活動の支援策が活動主体に広く活用されるよう、各支援策の有用性及び認知度の向上に取り組む必要があります。
- ・ 市民活動にかかる様々な相談ができる場(相談窓口)を提供し、引き続き、「人材不足」「資金不足」「連携相手の不足」等の市民活動団体の活動上の課題に対するサポートや、各相談窓口の特色を生かしたボランティアの需給調整を行うことにより市民活動団体等の活性化及び推進を図ります。

タイトル： (1)介護予防・生活支援サービス事業の充実

第7期における具体的な取組

- ・ 介護の担い手のすそ野を拡げる取組みを推進し、高齢者の個々の状態やニーズに応じて必要な介護予防・生活支援サービスが提供できるよう、サービス提供体制の確保に努めます。
- ・ 高齢者の多様な生活支援ニーズに的確に対応するため、ボランティアやNPO、民間企業、協同組合、社会福祉法人等の多様な主体による多様なサービスを充実できるよう取り組みます。
- ・ 地域にお住まいの高齢者が自身の生きがいがづくりや介護予防のために生活支援の担い手として活躍する、地域における住民相互の支え合い、助け合いの地域づくりを促進できる効果的な取組みについて検討します。

進捗状況

- ・ 生活援助型訪問介護サービス（基準緩和型）の担い手を養成して安定的なサービス供給を行うことを目的として、平成28年度から「生活援助サービス従事者研修」を実施しています。（令和3年3月末時点において1,123名の養成を行いました。）
- ・ 生活支援体制整備事業において、ボランティアやNPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な主体が参画する協議体及びワーキングの開催等を通じて、多様なサービス（資源）の開発に取り組んでいます。（平成30年度協議体76回開催、ワーキング87回開催、令和元年度協議体62回開催、ワーキング209回開催、令和2年度協議体48回開催、ワーキング262回開催）
- ・ 平成30年7月から、地域の高齢者が生活支援を必要とする高齢者等に対し、自身の生きがいがづくりや介護予防のために生活支援活動を行う「住民の助け合いによる生活支援活動事業（モデル事業）」を生野区、東成区で開始し、同年10月から住之江区（南港地域）を追加し、3地域において、受託事業者と協力しながら、各地域の居宅支援事業者や地域団体等への説明等を行うなど、利用者及び活動者の確保に取り組みました。
- ・ 令和元年6月には、既に他の訪問型サービスを利用している方でも本事業を利用しやすくし、サービス等の選択の幅を拡げるため、他の訪問型サービスと同月内で併用できるよう見直しを行いました。
- ・ さらに令和元年7月には、事業開始から1年が経過したことから、利用者や活動者、地域包括支援センター等へアンケート調査を行い、事業目的である「活動者の社会参加による生きがいがづくり・介護予防」、「利用者の生活の質の確保・向上」、「住民の助け合い活動の推進による住民相互の助け合いの体制づくり」について事業効果を検証したところ、すべての項目において、本事業が有効であることを確認しました。
- ・ 令和2年5月には、すべての利用登録者と活動登録者に事業評価に係るアンケート調査を行い、利用者・活動者とも本事業の有効性を確認するとともに、それらを踏まえ令和3年度からの本格的な事業実施に向けて、新たな実施手法の検討を行いました。

利用者数：令和3年3月末現在 60名（延べ利用回数 1,775回）

活動登録者数：令和3年3月末現在 124名（活動者数：41名）

進捗状況に対する評価と課題

評価	A	<p>A:計画通り進行 B:遅れた部分があるが概ね計画通り進行 C:課題等の発生等により進捗に遅れが生じた</p>
<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年4月からの新しい総合事業の実施にあわせて、平成 28 年度より本研修事業を実施していますが、安定的なサービス供給が行えるよう、より多くの従業者の確保が必要であるため、市民の方や介護事業所への周知を一層図るとともに、より受講しやすい研修実施方法を検討していきます。 令和3年度から、第1層生活支援コーディネーターに加え、第2層生活支援コーディネーターを配置し、引き続き、ボランティアやNPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な主体と連携し、協議体やワーキングの開催等を通じて、多様なサービスの創出・拡充に取り組みます。 モデル実施における課題等を踏まえて、令和3年度からの本格実施では、コーディネート経費の見直し、要支援者以外も利用者へ拡充、活動者の年齢要件の拡充を行い、費用対効果を意識した見直しを行うとともに支え手となる活動登録者の活動の場の確保・充実と、利用者に対する安定した生活支援サービスの提供体制の確保に取り組みます。 		

タイトル： (2)生活支援体制の基盤整備の推進

第7期における具体的な取組

- ・生活支援コーディネーターが地域ごとのニーズや資源状況、課題などを把握し、その結果を協議体において報告し、情報共有・意見交換を行うとともに、生活支援コーディネーター同士の連携強化を図るための会議等を開催するなど、地域に不足する資源の開発に向けて取り組みます。
- ・生活支援コーディネーターが把握した既存の地域資源では対応が困難なニーズがあった場合には、協議体を通じて、不足する地域資源の開発を行います。

進捗状況

- ・生活支援コーディネーターがアンケート調査や地域での聞き取り調査等を通じて把握したニーズや資源状況、課題などを協議体へ報告し、取組みの進捗状況の共有や意見交換を実施し、資源の開発を行っています。令和元年度からは受託団体から事業計画書の提出を求め、四半期ごとに検証・見直し等を実施しています。
- ・生活支援コーディネーター同士の情報共有や連携強化、知識の向上を図るため、生活支援体制整備事業連絡会(平成30年度6回、令和元年度3回、令和2年度5回)・近畿ブロック政令指定都市社会福祉協議会生活支援コーディネーター実践交流会(令和元年度1回)へ参加し、外部有識者による研修(平成30年度2回)・包括ケアシステム関連4事業合同研修(平成30年度1回、令和元年度1回、令和2年度1回)を開催しています。
- ・不足する地域資源の開発について、生活支援コーディネーターが把握した既存の地域資源では対応が困難なニーズに対して、多様な活動主体による協議体及びワーキングの開催により実施しています。(平成30年度協議体76回開催、ワーキング87回開催、令和元年度協議体62回開催、ワーキング209回開催、令和2年度協議体48回開催、ワーキング262回開催)
- ・体制の充実を図るため、令和3年度からの第2層コーディネーターの配置に向けて、有識者から意見を聴取し、課題整理、役割分担、配置圏域、配置先等の検討を行いました。

進捗状況に対する評価と課題

評価	A	A:計画通り進行 B:遅れた部分があるが概ね計画通り進行 C:課題等の発生等により進捗に遅れが生じた
----	---	--

- ・効果的に事業運営を行うため、受託団体より事業計画書の提出を求め、四半期ごとに検証・見直しを行い、PDCAサイクルに沿った取組みを進めます。
- ・高齢者の社会参加を通じた生活支援サービスの充実がますます求められるため、新たな地域資源の創出につながるよう、引き続き多様な活動主体を巻き込んだ協議体などのネットワークづくりを推進します。
- ・令和3年度から、新たに第2層生活支援コーディネーターを66の日常生活圏域に配置し、第1層生活支援コーディネーターの機能のもとで、よりきめ細かな支援を構築し、引き続き、協議体やワーキングの開催等を通じて、多様なサービスの創出・拡充に取り組みます。

【重点的な課題と取組み】 4 地域包括ケアの推進に向けたサービスの充実

タイトル： (3)介護給付等対象サービスの充実

第7期における具体的な取組

- ・ 高齢者の日常生活全般を毎日複数回の柔軟なサービス提供により支えることが可能な「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護」等については、要介護者等をはじめ地域の住民やサービス事業者等を含めた地域全体の理解を図っていきます。
- ・ 地域密着型サービスの適切な運営を図るため、事業者の指定等に当たっては、被保険者、学識経験者、その他関係者から構成される「地域密着型サービス運営委員会」の意見を反映させ、利用者の安全・安心に配慮したサービスが提供されるよう取り組んでいきます。

進捗状況

- ・ 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護」等について、『介護保険制度パンフレット(ハートページ)』及び本市ホームページにおいて制度の周知を行っています。(ハートページは各区保健福祉センター、地域包括支援センターほか関係機関に設置)
- ・ 地域密着型サービス運営委員会については、被保険者、学識経験者、その他関係者から構成し、定期的(年6回)に開催しています。

進捗状況に対する評価と課題

評価

A

- A : 計画通り進行
- B : 遅れた部分があるが概ね計画通り進行
- C : 課題等の発生等により進捗に遅れが生じた

- ・ 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護」等について制度の周知を行い、地域の住民やサービス事業者等を含めた地域全体の理解を図っております。
- ・ 地域密着型サービスの適切な運営を図るため、介護保険法で定められている事業者の指定、基準の内容審査に加え、整備前の事前協議内容についても、地域密着型サービス運営委員会に諮り、サービスの充実に努めております。

【重点的な課題と取組み】 4 地域包括ケアの推進に向けたサービスの充実

タイトル： (4)介護サービスの質の向上と確保
ア 介護サービス情報の公表と福祉サービスの評価

第7期における具体的な取組

- ・ 利用者が適切な事業者を選択できるよう、すべての介護サービス事業者に「介護サービス情報の公表」が義務化されており、ホームページを通じて情報提供を行っています。
- ・ 認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護に係る外部評価結果については、事業所が所在する区保健福祉センター及び地域包括支援センター、福祉局介護保険課で公開しています。

進捗状況

- ・ 「介護サービス情報の公表」にかかる事務については、平成30年度に大阪府から本市に移譲され、本市では法令の定めにより策定した公表計画に基づき、本市が指定した「介護サービス情報の公表に係る指定情報公表センター」において、対象となる事業所の情報公表を行っています。

公表件数 令和元年度 6,119件

令和2年度 6,031件

進捗状況に対する評価と課題

評価

A

A：計画通り進行

B：遅れた部分があるが概ね計画通り進行

C：課題等の発生等により進捗に遅れが生じた

- ・ 利用者が適切な事業者を選択できるよう、本市ホームページを通じて情報発信を行うなど、引き続き情報公表に取り組んでいきます。

タイトル： (4)介護サービスの質の向上と確保
イ 介護サービスの適正化

第7期における具体的な取組

- ・ 国民健康保険団体連合会のデータから、近年増加が顕著なサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の入居者に対してケアプランを作成する割合の高い事業所などへ直接訪問し、ケアプランが「利用者の自由な選択を阻害していないか」、「真に必要なサービスが適切に位置づけられているか」をケアマネジャー（介護支援専門員）の同席のもと確認検証し、「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組みを支援します。

第7期の目標（ケアプランチェック）

訪問事業所数 H30年度 166か所

R1 年度 171か所

R2 年度 176か所

- ・ 国民健康保険団体連合会に業務を委託し、同連合会から保険者に対して提供される介護給付情報と医療給付情報の突合結果をもとに、給付状況等を確認したうえで、疑義がある内容について、各事業者へ照会を行い、重複請求等請求の誤りが判明した場合は、返還を求めます。

第7期の目標（介護給付と医療給付との支払実績突合点検）

訪問事業所数 H30年度 6,607件

R1 年度 6,805件

R2 年度 7,009件

進捗状況

<住宅改修の適正化>

申請された住宅改修工事において、価格・工事内容に疑義があった場合は、建築士に書類審査を依頼し、適切な助言を受けています。また、工事後においては、建築士により適切な工事が行われているか現地確認を実施し、建築士からの報告を受けて、施工業者に改善指導等を行い、住宅改修費の適正化に努めています。

H30年度 調査件数：852件 うち 要注意件数：35件 改善指導件数：65件

R1年度 調査件数：849件 うち 要注意件数：20件 改善指導件数：44件

R2年度 調査件数：693件 うち 要注意件数：22件 改善指導件数：22件

R2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため事後訪問調査業務を停止したため前年度と比較し減少している。

<福祉用具購入・貸与調査>

福祉用具購入においては、申請時に内容確認を行い、住宅改修との整合性に着目して審査を行っています。また、福祉用具貸与においては、軽度者にかかる福祉用具貸与申請について、内容を確認しています。

福祉用具購入件数

H30 年度 13,436 件

R1 年度 12,585 件

R2 年度 12,494 件

軽度者による福祉用具貸与審査件数

H30 年度 3,044 件

R1 年度 3,461 件

R2 年度 2,951 件

<介護給付費通知>

国保連合会において審査決定した給付実績等から利用者ごとに利用実績を記載した給付費通知を毎年 10 月に送付しています。給付実績の確認ポイントを説明したビラを同封することにより、被保険者自身が適正に給付が行われているかを確認することで、給付適正化を図っています。

送付件数 H30 年度 143,667 件

R1 年度 146,444 件

R2 年度 148,048 件

<ケアプランの点検>

国民健康保険団体連合会の給付適正化システムから事業所を選定し、ケアプランの点検・指導を行い、介護報酬請求に誤りがあれば過誤調整による返還を求めています。平成 27 年度からは、新しい総合事業への移行を見据え、介護予防サービス計画の点検も行っています。

また、平成 28 年度からは、調査員を増員し実施内容を充実するとともに、有料老人ホーム等に併設する居宅介護支援事業所についても調査の対象とするなど、更なる強化に努めています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、令和 2 年度は、ケアプラン点検の実施を見合わせています。

<医療情報突合>

国民健康保険団体連合会の医療給付情報と介護給付情報を突合し、疑義内容について事業者へ照会し、介護報酬請求に誤りがあれば過誤調整による返還を求めています。

実施件数：365 件 効果額：8,724,680 円

<縦覧点検>

国民健康保険団体連合会に実施を委託し、算定回数や事業所間の給付の整合性等の疑義内容について事業者へ照会し、介護報酬請求に誤りがあれば過誤調整による返還を求めています。

実施件数：1,529 件 効果額：16,116,840 円

<給付実績の活用>

国民健康保険団体連合会システムの給付実績をもとに、給付に偏りのある事業所や加算の算定状況

等を確認し、実地指導・ケアプラン点検の対象事業所の選定や実地指導やケアプラン点検実施前に参考にしていきます。

実地指導時にも、介護報酬請求に誤りがあれば過誤調整による返還を求めています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため緊急性がある場合を除いて実地指導を実施していない状況です。

なお、令和2年度の行政処分件数は、3 事業者 11 件で、返還請求額は加算金も加えると48,387,144 円となります。

進捗状況に対する評価と課題

評価	B	A : 計画通り進行 B : 遅れた部分があるが概ね計画通り進行 C : 課題等の発生等により進捗に遅れが生じた
<ul style="list-style-type: none">・ 介護給付適正化事業においては、介護報酬請求に誤りがあれば過誤調整による返還を求めることにより、医療情報の突合において約 8,725 千円、縦覧点検において約 16,117 千円の効果を得ており、介護給付の適正化に努めています。・ ケアプランの点検について、令和2年度は新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため緊急性がある場合を除いて未実施となりましたが、国の緊急事態宣言をはじめ、新型コロナウイルス感染症の発生状況を注視しながら実施していきます。・ 住宅改修の適正化においては、要注意となったもの及び改善指導となった事業者に対して改善指導を行う等、給付適正化に努めています。・ 介護給付費通知につきましては、利用者がサービスの利用実績を確認することで不正事業者の通報につながっています。		

タイトル： (4)介護サービスの質の向上と確保
ウ 介護サービス事業者への指導・助言

第7期における具体的な取組

- ・ 介護サービスの質の向上を図り、利用者に対して適切なサービスが提供されるよう、集団指導や実地指導等を通じ、事業者に対する指導・助言に取り組みます。
- ・ 高齢者向け賃貸住宅に介護サービスの必要な人を住ませ、過剰または不適切な介護サービスを行うケースに対応するために、一つの住所において多くの利用者に介護保険のサービスを提供している訪問介護事業者や居宅介護支援事業者の状況を国民健康保険団体連合会のデータ等を活用して把握し、重点的な指導を行います。

第7期の目標(一つの住所で10人以上の利用者に介護保険サービスを提供している訪問介護又は居宅介護支援事業者への実地指導)

訪問事業所数 H30年度 52か所
R1 年度 54か所
R2 年度 55か所

- ・ 介護サービス事業所に対する実地指導の一部委託化を推進し、実地指導の実施率の向上を図ると共に、市職員が虐待や不正請求等の重要案件に一層、重点的に取り組めるようにしていきます。

第7期の目標(実地指導実施率) 各年度16%以上

進捗状況

- ・ 指定の更新期間である6年に1度の実地指導を行うことを目標に、令和元年度(3月末時点)に1,558件(うち275件は委託により実施)の実地指導を実施しました。市民が安心してサービスを利用できるよう、実地指導及び介護給付適正化事業を実施することにより、サービスの質の確保と介護給付の適正化に取り組んでいます。
- ・ 新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、令和2年度は、緊急性がある場合を除いて実地指導を実施しませんでした。

進捗状況に対する評価と課題

評価	C	A:計画通り進行 B:遅れた部分があるが概ね計画通り進行 C:課題等の発生等により進捗に遅れが生じた
----	---	--

- ・ より効率的な実地指導に努め、引き続き、指定の更新期間である6年に1度の実地指導を行うことを目標に取り組んでいきます。
- ・ 苦情・通報、虐待事案も増加しており、迅速な対応を図ることにより、虐待や不適切ケアを改善させ、不正に対して厳正に対処していきます。
- ・ 新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、令和2年度は、緊急性がある場合を除いて未実施となりましたが、国の緊急事態宣言をはじめ、新型コロナウイルス感染症の発生状況を注視しながら、実地指導を実施していきます。

タイトル： (4)介護サービスの質の向上と確保
エ 介護支援専門員の質の向上

第7期における具体的な取組

- ・ 事業所ごと、介護支援専門員ごとに届出を義務付ける二重指定制度や資格の更新体制とともに体系化された研修を各都道府県で実施します。
- ・ 「ケアプラン点検」の強化を行うとともに、地域全体の介護支援専門員に対し、自らの気づきを促す資質向上と適正な給付の実施をめざす「ケアマネスキルアップ事業」を行い、ケアプランの適正化に努めます。
- ・ 居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成するケアプランが、利用者の自立を促すとともにニーズにそっているかを点検指導し、ケアプラン作成における問題点や課題を抽出、検証のうえ、結果を介護支援専門員へ周知することで、すべての居宅介護支援事業所に対して意識改善を図り、介護支援専門員の資質向上をめざします。

第7期の目標(ケアマネスキルアップ事業)

参加事業所数 H30年度 221か所

R1 年度 227か所

R2 年度 234か所

- ・ 地域包括支援センターに配置している主任介護支援専門員が地域の介護支援専門員に対する日常的な個別相談や、研修の開催等を行うとともに、各区の居宅介護支援事業者連絡会などを通じ、介護支援専門員と医療関係者との連携を図るなど環境の整備を行い、包括的・継続的マネジメント支援の取組みを推進します。

進捗状況

- ・ ケアプラン点検は、国民健康保険団体連合会の給付適正化システムから事業所を選定し、ケアプランの点検・指導を行い、介護報酬請求に誤りがあれば過誤調整による返還を求めているもので、平成27年度からは、新しい総合事業への移行を見据え、介護予防サービス計画の点検も行っています。

また、平成28年度からは、調査員を増員し実施内容を充実するとともに、有料老人ホーム等に併設する居宅介護支援事業所についても調査の対象とするなど、更なる強化に努めています。

実施件数【H30実績】：833件(166事業所) 効果額：153,609,515円

- ・ 平成26年度から、大阪府介護支援専門員協会への委託により、ケアマネスキルアップ事業を実施し、介護支援専門員が、自ら「利用者が自立した生活を送るためのケアプランを作成できているか」についてケアプラン作成のプロセスを踏まえ、基本となる事項を確認しながら気づき、実践できるよう作成支援するとともに、地域全体の居宅介護支援事業所に、総括的な留意事項を踏まえた研修を実施しています。平成28年度からは、対象事業区を3区から6区に拡充することにより、事業終了予定を当初の平成33年度から平成30年度に早め、介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施を図っています。
- ・ 平成26年度は、福島区・鶴見区・平野区の3区で実施。(個別ケアプラン作成支援は福島区・鶴見区西部・長吉の各地域包括支援センター圏域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員に実施。)
- ・ 平成27年度は、都島区・大正区・西成区の3区で実施。(個別ケアプラン作成支援は、都島区北部・大正区・西成区・西成区東部の各地域包括支援センター圏域内の居宅介護支援事業所の介護支援

専門員に実施。)

- ・平成 28 年度は、北区・中央区・天王寺区・東淀川区・住之江区・住吉区の 6 区で実施。(個別ケアプラン作成支援は、北区・中央区・天王寺区・東淀川区南西部・加賀屋・粉浜・住吉区東の各地域包括支援センター圏域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員に実施。)
- ・平成 29 年度は、西区・浪速区・西淀川区・淀川区・城東区・東住吉区の 6 区で実施。(個別ケアプラン作成支援は、北区・浪速区・西淀川区・淀川区南部・城東区・東住吉区中野の各地域包括支援センター圏域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員に実施。)
- ・平成 30 年度は、此花区、港区、東成区、生野区、旭区、阿倍野区の 6 区で実施。(個別ケアプラン作成支援は、此花区南西部、港区、東成区北部、生野区、旭区東部、阿倍野区の各地域包括支援センター圏域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員に実施。)
- ・令和元年度は、都島区、福島区、中央区、大正区、天王寺区、鶴見区、平野区、西成区の 8 区で個別ケアプラン作成支援及び研修を実施。
- ・令和 2 年度は、北区、西区、港区、旭区、城東区、住之江区、住吉区、東住吉区の 8 区で個別ケアプラン作成支援及び研修を実施。

令和元年度ケアプラン作成支援点検件数：504 件

令和元年度研修参加事業所数：398 事業所

○令和 3 月 3 月末時点 ケアプラン作成支援点検件数：430 件

○令和 3 年 3 月末時点 研修参加事業所数：令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から例年の集合研修から形式を変更し、研修資料の送付とした。研修資料は令和 3 年 1 月以降順次発送し、廃止や休止を除く全事業所(ケアプラン未提出事業所も含む)457 事業所へ送付した。

- ・地域包括支援センターにおいて、介護保険法に定められた包括的支援事業である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を実施するにあたり、大阪市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例に基づき、主任介護支援専門員を配置しています。

地域包括支援センターにおける包括的・継続的ケアマネジメント支援業務実績(R3.3 末時点)

介護支援専門員個別相談件数 77,658 件

居宅介護支援事業者連絡会 512 件

介護支援専門員への研修会 180 件

進捗状況に対する評価と課題		
評価	A	A : 計画通り進行 B : 遅れた部分があるが概ね計画通り進行 C : 課題等の発生等により進捗に遅れが生じた
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者数が年々増加するとともに介護給付費も増加し、介護給付の適正化がより重要になっていることから、ケアプラン点検を実施する事業者調査員を3名体制から平成 28 年度より5名体制に拡充し、さらなる介護給付の適正化に努めます。 ・ ケアマネスキルアップ事業についても、平成 29 年4月からの新たな総合事業の円滑な実施に向けて、介護予防ケアマネジメントにかかる介護支援専門員のスキルアップを図っています。令和元年度からは24 区の全事業所を対象に3 か年計画で毎年8 区ずつ、介護保険制度の要である介護支援専門員の資質向上に取り組んでいきます。 ・ 地域包括支援センターでは主任介護支援専門員を中心として、圏域内の介護支援専門員からの多くの相談を受け、適切な助言・支援を行うなど、効果的に包括的・継続的ケアマネジメント支援業務が実施されています。 		

タイトル： (4)介護サービスの質の向上と確保
オ 公平・公正な要介護(要支援)認定

第7期における具体的な取組

- ・ 大阪府の指定を受けた指定市町村事務受託法人に認定調査業務を委託して実施するとともに、介護認定審査会において全国一律の基準により審査・判定します。
- ・ 公平・公正な要介護(要支援)認定を行うためには、適正な認定調査や審査判定を行う必要があることから、認定調査員等に対する研修を行うとともに、必要に応じ保健師の同行や手話通訳者等を派遣することによりの確な審査判定資料を作成し、全国一律の基準により審査・判定を行います。

認定調査員への研修等を行うことで、よりの確な審査判定資料の作成に努めるとともに、審査会運営のあり方等に課題がないか検討・検証するなど、要介護認定の平準化に向けた取組みの強化を行う。

進捗状況

- ・ 「要介護認定調査業務委託」は中立性・公平性を図り、当該調査を適正に実施することができるよう、指定市町村事務受託法人と契約を締結し、当該委託先との十分な連携・協議を通じて、当該業務の円滑かつ適正な履行に努めるとともに、「大阪市認定事務センター」における認定事務の集約管理やバックヤード業務における民間事業者のノウハウの活用、認定申請の郵送受付など、業務の効率化及び市民(申請者)の利便性の向上に努めています。
- ・ また、大阪府や医師会等と連携し、認定業務に従事する認定調査員や審査会委員、主治医等に対する研修を毎年実施し、認定事務の公平・公正性を確保するとともに、全国一律の基準による審査・判定に努めています。必要に応じて、認定調査に際して意思疎通が困難な方を対象とした介添人の派遣や、難病や認知症等により認定調査に際して専門的判断が必要と考えられる場合、本市保健師の認定調査への同行を本市独自の制度として実施し、当該調査における被保険者の心身状況等の的確な把握に努めております。

【令和2年度実績】

申請受付件数 82,421件

認定審査会開催数 3,927件

審査判定件数 91,071件

進捗状況に対する評価と課題

評価	A	A：計画通り進行 B：遅れた部分があるが概ね計画通り進行 C：課題等の発生等により進捗に遅れが生じた
<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請から認定までの期間が令和元年度は56.2日、令和2年度は39.8日となっています。原因としては、新型コロナウイルス感染症拡大防止による要介護認定・要支援認定の臨時的な取扱いによる認定有効期間の延長をおこなったため、令和元年度の16.4万件であった申請件数が、令和2年度の申請件数では、8.2万件に減少したことによります。 ・ 原則申請から30日以内に認定結果が送れるよう、最大限取組む必要があります。 ・ 公正公平な要介護(要支援)認定を行うためには、今後もより一層認定業務に従事する認定調査員や主治医等に対する研修を充実させる必要があります。 		

【重点的な課題と取組み】 4 地域包括ケアの推進に向けたサービスの充実

タイトル： (5)在宅支援のための福祉サービスの充実

第7期における具体的な取組

- ・ 高齢者自身や要介護高齢者を介護する家族が、福祉サービスを適時・適切に利用できるよう、地域包括支援センターや地域のケアマネジャー、さらには見守り相談室等の関係機関との連携のもと制度周知に努めるとともに、高齢者実態調査の結果やサービス利用状況等を踏まえながら、高齢者の多様な生活支援ニーズに応じた福祉サービスについて引き続き検討を進めます。

進捗状況

- ・ 高齢者のニーズに応じた福祉サービス・生活支援サービスを実現するため、サービス内容の充実に努めています。
- ・ 日常生活用具給付事業においては、用具給付後の利用実態調査を行い、家庭内の火災の未然防止が出来ていることを確認しました。
- ・ 緊急通報システム事業においては、災害時等の緊急時に必要な援助が受けられるよう、各種媒体を活用し、制度周知を行っています。
- ・ 介護用品支給事業においては、平成30年度の地域支援事業実施要綱の一部改正により、第7期介護保険事業計画期間限りで任意事業としての経過措置期間が終了することが示されましたが、要介護高齢者を介護する家族の負担軽減を目的とした事業であることから、見直しを踏まえた事業継続を検討しました。(令和3年度の地域支援事業実施要綱の一部改正により、第8期介護保険事業計画期間においても、例外的な激変緩和措置として、事業継続できることになりました。)

進捗状況に対する評価と課題

評価

A

- A：計画通り進行
- B：遅れた部分があるが概ね計画通り進行
- C：課題等の発生等により進捗に遅れが生じた

家庭内での災害の未然防止、災害時等の緊急対応及び要介護高齢者を介護する家族の負担軽減などにも配慮しながら、高齢者の多様な生活支援ニーズに応じた福祉サービスの充実に向けて、引き続き、取組みを進める必要があります。

タイトル： (6)介護人材の確保及び質の向上

第7期における具体的な取組

- ・ 大阪市社会福祉研修・情報センターにおける研修の実施など、介護サービス事業等の従事者の資質向上に取り組みます。
- ・ 福祉教材を活用した福祉教育の推進など、福祉に関する理解促進やイメージアップを図ります。
- ・ 介護職員の安定的な確保を図るとともに、事業主による介護職員の資質向上や雇用管理の改善の取組みがより一層促進されるよう、国の処遇改善加算は段階的に拡充されており、大阪市としても、集団指導等において介護職員処遇改善加算の取得勧奨を行うなど取得促進に引き続き取り組みます。

第7期の目標(処遇改善加算の取得率)

H30年度 85.4%

R1年度 85.8%

R2年度 86.2%

進捗状況

- ・ 大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて、介護サービス事業等の従事者の資質向上の観点から、福祉専門職のスキルアップのための研修等を実施しました。

【令和2年度3月末 事業実績】

	研修科目数	受講者延べ人数
福祉専門職研修	47科目	3,730人

- ・ こどものころから福祉に親しみ関心を持つことができるよう、教育委員会と連携しながら、小学生用福祉教材や教員の指導用副教材を作成し、令和2年度には、小学3年生に約21,000冊、指導用副教材を教員に約700冊を配付しました。

- ・ 介護職員処遇改善加算の取得状況

H30年度 88.9%

R1年度 88.2%

R2年度 89.3%

進捗状況に対する評価と課題

評価	A	<p>A : 計画通り進行 B : 遅れた部分があるが概ね計画通り進行 C : 課題等の発生等により進捗に遅れが生じた</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修等の受講者に対して満足度に関するアンケートを実施して効果検証を行いながら、引き続き、福祉専門職のスキルアップのための研修等を実施し、介護サービス事業等の従事者の資質向上に取り組みます。 ・ 令和元年度、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となる研修があったものの、オンラインによる実施や動画配信を行うなど開催手法を工夫して研修を実施することができました。引き続き、感染対策を実施し、受講者に満足していただける研修を実施していきます。 ・ 小学校教員に対して福祉教材の活用に関するアンケートを実施して効果検証を行いながら、引き続き、総合的な学習の時間等における福祉教材の活用を促し、福祉について学ぶ機会を設けます。 ・ 介護職員処遇改善加算の取得状況については、目標を達成した。引き続き取得率の向上を目指して、より一層の取得促進の取組が求められる。 		

タイトル： (1)多様な住まい方の支援

第7期における具体的な取組

- ・ サービス付き高齢者向け住宅については、入居者への適正な生活相談・安否確認等のサービスの提供など登録後も継続してハード・ソフトの登録基準に適合し、適切な管理・運営が行われるよう、事業者等への指導を行います。
- ・ 市営住宅における高齢化への対応や民間住宅への入居の円滑化など住宅施策の推進を図るとともに、施設等の整備推進や充実を図り、居住形態・サービスの多様な選択肢の確保に努めます。
- ・ 大阪市立住まい情報センターにおいて、関係団体と連携し、高齢者などに対する住宅相談も含めた住まいに関する様々な情報提供サービスを実施します。

進捗状況

- ・ サービス付き高齢者向け住宅に対する指導については、有料老人ホームと同様に取り扱う旨の内容を盛り込んだ国の設置運営標準指導指針の改定に準拠し、本市においても、その指針に沿って令和3年7月1日付けで有料老人ホーム設置運営指導指針の改定を行い、指導指針の明確化を図りました。
- ・ 住まい情報センターにおける情報提供等について、計画の内容に基づき、高齢者を含む施設利用者に対して、約7,700件の住宅相談対応や約26,000件の情報提供を行いました。また、セミナー・シンポジウムについても計39回開催し、約1,600人の参加があり、高齢者を含む多くの方を対象とした情報提供サービスを実施しました。(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年2月下旬から5月末までイベントの中止を行いました。)

進捗状況に対する評価と課題

評価

A

- A : 計画通り進行
- B : 遅れた部分があるが概ね計画通り進行
- C : 課題等の発生等により進捗に遅れが生じた

- ・ サービス付き高齢者向け住宅については、今後も適切な管理・運営が行われるよう、引き続き事業者の指導に取り組んでいきます。
- ・ 住まい情報センターにおいては、住宅に関する様々な情報提供ができており、引き続き、多様化・高度化する市民ニーズに対応した住宅相談・情報提供の実施やセミナー・シンポジウムの開催に取り組んでいきます。

タイトル： (2) 居住の安定に向けた支援

第7期における具体的な取組

- ・ 建替えを行う市営住宅については、高齢化対応設計を行うとともに、既存の市営住宅についてもバリアフリー化を推進します。
- ・ 民間住宅においては、高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度に取り組むとともに、住宅セーフティネット法に規定される居住支援協議会である「Osaka あんしん住まい推進協議会」に参画し、大阪府及び府下市町村、宅地建物取引業団体等と連携しながら、「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度」や居住支援法人による居住支援活動の促進に取り組むなど、高齢者の民間賃貸住宅への入居を支援します。
- ・ 高齢期における身体機能の低下に対応し、自立や介護に配慮した住宅改修の介護保険給付及び高齢者住宅改修費給付事業を行います。

進捗状況

- ・ 建替えを行う市営住宅については、全住戸を対象に高齢化対応設計を行うとともに、既存の市営住宅についても、浴室の設置にあわせて床段差の解消や手すりの設置を行うなど、バリアフリー化を推進しています。
- ・ 民間住宅については、平成29年10月に改正施行された住宅セーフティネット法に基づき、セーフティネット住宅の登録を進めています。また、Osaka あんしん住まい推進協議会において、高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅及びあんぜん・あんしん賃貸住宅等）の情報提供を行うとともに、居住支援法人の指定や登録住宅を紹介する協力店の登録を促進することにより、高齢者に対する入居支援に取り組んでいます。

【登録実績（令和3年3月末現在）】

・セーフティネット住宅の登録戸数	: 6,171 戸
・あんぜん・あんしん賃貸住宅等の登録戸数	: 5,092 戸
・居住支援法人の指定数	: 36 法人
・協力店の登録件数	: 277 件

「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度」に基づく登録住宅
（セーフティネット住宅登録開始後は新規登録終了）

- ・住宅改修に対する支援としては、介護保険制度において、自立や介護をしやすい生活環境を整えるため、小規模な住宅改修について、改修費の介護保険給付を行っています。給付の際には、利用者の一時的な負担を解消するため、支給対象となる費用(支給限度額)の1割、2割又は3割負担で済む「給付券方式」を導入しています。

また、介護保険制度の支給対象とならない工事費用の一部について、高齢者住宅改修費給付事業を実施しています。

【令和3年3月末実績】

- ・介護保険給付サービス住宅改修費の支給件数...8,300件
- ・高齢者住宅改修費給付事業の支給件数...63件

進捗状況に対する評価と課題

評価	A	A:計画通り進行 B:遅れた部分があるが概ね計画通り進行 C:課題等の発生等により進捗に遅れが生じた
----	---	--

- ・今後も高齢者に安定的な居住の場を提供するため、「大阪市営住宅ストック総合活用計画」に基づく建替・全面的改善・エレベーター設置の効率的・効果的な実施により市営住宅の高齢化への対応を進めます。
- ・民間賃貸住宅については、引き続き、セーフティネット住宅の登録を促進するとともに、Osaka あんしん住まい推進協議会において大阪府、府下市町村、宅地建物取引業団体及び居住支援法人等と連携しながら情報提供等の取り組みを進めます。
- ・介護保険における住宅改修件数の多くが給付券を利用した工事となっており、制度利用の利便性がより一層図られたことにより、高齢者が、住み慣れた所で、生活を続けることが可能となっています。
- ・今後も、制度利用のための利便性をより高めるために、給付券登録事業者数の増加を図るとともに、登録事業者への研修内容の充実を図っていきます。
- ・高齢者住宅改修費給付事業については、引き続き、介護保険制度の住宅改修費を補完する制度として本市が独自に実施することにより、高齢者が住み慣れた住まいでの居住継続できるよう支援を実施していく必要があります。

タイトル： (3)施設・居住系サービスの推進 (特別養護老人ホーム)

第7期における具体的な取組

- ・ 特別養護老人ホームの整備については、社会福祉法人に対して整備補助を行っており、今後も個室・ユニット型で整備を進めます。
- ・ 既存施設の個室・ユニット化改修等についても国の交付金等を活用して支援します。

進捗状況

特別養護老人ホームについては、令和3年3月末現在164施設(うち地域密着型17施設)定員14,275人(うち地域密着型施設436人)が整備済みであり、3施設・定員225人の整備に着手しているところです。

なお、入所の必要性や緊急性の高い方が概ね1年以内に入所可能となっております。

現在整備中の3施設・225人分については、令和3年度中に完成する予定となっております。

進捗状況に対する評価と課題

評価

A

- A:計画通り進行
- B:遅れた部分があるが概ね計画通り進行
- C:課題等の発生等により進捗に遅れが生じた

- ・ 第7期計画における特別養護老人ホームの整備目標数については、達成出来る見込みとなっておりますが、要介護認定者の増加等を勘案し、今後も一定の整備が必要と考えています。
- ・ 特別養護老人ホームの入所申込者の中には、その身体状況等から他の施設が適している人や、ニーズに合った在宅サービスが提供されれば、引き続き住み慣れた地域で生活ができる人がいることから、それぞれのニーズに合ったサービス提供に努めながら、必要な施設整備を進めます。
- ・ 建設されてから相当の期間を経過し、老朽化が進んでいる施設もあることから、運営法人と協議の上、建替補助を実施しております。

【重点的な課題と取組み】 5 高齢者の多様な住まい方の支援

タイトル： (3)施設・居住系サービスの推進 (介護老人保健施設)

第7期における具体的な取組

- ・ 特別養護老人ホーム等の介護保険施設の整備状況や利用ニーズを踏まえて、必要な整備を進めていきます。

進捗状況

介護老人保健施設については、令和3年3月末現在、85施設定員8,044人分を整備しています。今後も、計画に基づき整備に努めます。

進捗状況に対する評価と課題

評価

A

- A：計画通り進行
- B：遅れた部分があるが概ね計画通り進行
- C：課題等の発生等により進捗に遅れが生じた

- ・ 高齢者のニーズに応えた施設サービスの整備を行うため、医療ケアと生活サービスを一体的に提供する介護老人保健施設に対するニーズを検証し、必要な施設整備を進めます。
令和2年度の整備目標数 8,200 人の達成に向けて令和元年度、及び令和2年7月に 156 人分の公募を行いました。申込み事業者が無かったため、選定はありませんでした。不足分の整備を進めるため、令和2年11月にも同数の公募を行い、1施設156人分の選定を行いました。

タイトル： (3)施設・居住系サービスの推進 (介護療養型医療施設及び介護医療院)

第7期における具体的な取組

- ・ 「介護医療院」については、介護療養型医療施設等からの転換を進めていきます。
- ・ 介護療養型医療施設については、経過措置期間が6年間延長されたため、その間に各施設の意向に沿って転換を進めていきます。

進捗状況

介護療養型医療施設については、医療療養型病床等への転換や事業廃止により令和3年3月末現在、5施設185床となっております。

経過措置期間が6年間延長されることとなったことから、令和5年度末にすべての介護療養型医療施設が、介護医療院等への転換を予定しています。

進捗状況に対する評価と課題

評価

B

- A : 計画通り進行
- B : 遅れた部分があるが概ね計画通り進行
- C : 課題等の発生等により進捗に遅れが生じた

- ・ 介護療養型医療施設については、介護老人保健施設への転換期限が2017(平成29)年度末までとなっておりますが、高齢化の進展により増加が見込まれる慢性期の医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者に対応するため、日常的な医学管理や看取り・ターミナルケア等の医療機能と生活施設としての機能とを兼ね備えた介護保険施設として新たに「介護医療院」が創設されました。
- ・ それに伴い、現行の介護療養型医療施設の経過措置期間については、6年間延長することとされています。
- ・ 介護療養型医療施設については、医療療養型病床への転換が進んでおり、令和2年度末整備目標数219人に対し、令和3年3月末現在で185人まで減少しております。
- ・ 介護医療院への転換については、令和3年3月末時点で0件のため、引き続き転換促進のため支援を行っていきます。

【重点的な課題と取組み】 5 高齢者の多様な住まい方の支援

タイトル： (3)施設・居住系サービスの推進
(認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム))

第7期における具体的な取組

- ・ 認知症高齢者が引き続き増加することが予想されており、在宅での生活が困難な認知症の方のニーズに対応するため、引き続き必要な整備を進めていきます。

進捗状況

認知症対応型共同生活介護は、認知症高齢者の増加に伴うニーズに対応するために、必要利用定員総数が日常生活圏域で上回る場合でも、市域全体の計画の範囲内であれば事業者指定を行っています。今後も、計画に基づき整備に努めます。

令和3年3月末現在の指定事業所数 ... 227事業所 定員 4,555人

進捗状況に対する評価と課題

評価

B

- A:計画通り進行
- B:遅れた部分があるが概ね計画通り進行
- C:課題等の発生等により進捗に遅れが生じた

- ・ グループホームなど施設の整備については民間に依存しており、昨今の景気の回復から地代や建設費の高騰などの影響を受け、事業者の参入は容易でなくなっています。
- ・ また、事業参入がしやすい周辺区に建設が偏り、区ごとの整備率にばらつきが生じています。
- ・ 令和2年度整備目標数 5,296人に対し、令和3年3月末現在の整備済数 4,555人となっております。
- ・ 令和3年度からの第8期計画を策定するにあたって、今後のグループホームの整備必要数を算定した結果、令和3年度の整備目標は4,860人分となっており、令和3年7月1日現在の整備済数は4,600人分、公募選定済を含めると4,816人分となっております。
- ・ 引き続き適正な施設整備に努めます。